

東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会設置要綱

（設置）

第1条 東三河広域連合は、東三河人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）及び東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進に当たり、広く関係者の意見を反映するため、東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次の事務を所掌する。

- (1) 人口ビジョン及び総合戦略の策定に関し関係者の意見を取りまとめること。
- (2) 総合戦略の効果検証に関すること。

（委員の構成）

第3条 協議会は、産業界、大学、行政機関、金融機関、労働団体、メディアの代表者等、広域連合長が委嘱した者をもって組織する。

2 会長は、広域連合長が指名する者をもって充て、会務を総理する。

（会議）

第4条 会長は、必要に応じて会議を招集し、会議の議長となる。

2 委員は、事故その他やむを得ない事由により会議に出席できない場合は、あらかじめ会長の承認を得て代理人を出席させることができる。

（庶務）

第5条 協議会の庶務は、総務部総務課において行う。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月14日から施行する。